

物価高騰対応重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり7万円) は、令和5年度住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の支給時期

受付した日から3週間後より順次

支給対象と申請の有無

支給対象と見込まれる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※令和5年12月1日時点でつくば市に住民登録のある世帯が対象です

つくば市から価格高騰重点支援給付金(1世帯3万円)を口座(世帯主名義)振込で受給した世帯

給付金に関するお知らせ(封書)を送付します。

※口座の変更、受給辞退を希望されない場合は、手続き不要で受給できます。

※口座の変更、受給辞退を希望される方は、**令和6年1月25日(木)まで**に裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

左記以外の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

確認書を送付します。
返送が必要です。



令和5年1月2日以降につくば市に転入した方がいる世帯

申請が必要です。

※3万円の給付金で確認書が届いた世帯でも令和5年1月2日以降につくば市へ転入した方がいる世帯は申請書での申請が必要です。

申請書の入手方法

1. 市ホームページから様式をダウンロード
 2. 市に郵送を依頼
- ※郵送を希望する場合は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

返送・申請期限
令和6年4月30日(火) ※当日消印有効

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

1 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前からつくば市にお住まいの場合

(1) つくば市から価格高騰重点支援給付金（1世帯3万円）を世帯主名義の口座振込で受給した世帯

給付金の対象と見込まれる世帯には、つくば市から支給内容や注意事項が書かれた「**給付金に関するお知らせ**」が届きます。

※価格高騰重点支援給付金を世帯主名義の口座振込で受給した世帯の一部ではこのお知らせが届かず、確認書が届く場合があります。

- ・口座変更、受給辞退を希望しない方
→ 手続きは**不要**です。
- ・口座変更、受給辞退を希望する方
→ 手続きが**必要**です。**令和6年1月25日（木）まで**に以下のお問い合わせ先までご連絡ください。後日、届出書を送付します。

(2) 上記以外の世帯

対象となる世帯には、つくば市から支給内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。確認書の内容をご確認いただき同封の返信用封筒によりご返送ください。

2 世帯の中に、令和5年1月2日以降につくば市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 給付対象世帯に該当する場合のみ、申請書に必要事項を記入し、必要書類とともにつくば市に郵送または直接窓口にご提出ください。
- 申請書様式は、市ホームページからダウンロードもしくは希望者には郵送いたしますので、お問い合わせください。



配偶者やその他の親族等からの暴力（DV）を理由に避難している方へ

- DV等を理由につくば市に避難中で住民票を移すことができない場合であっても、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。



物価高騰対応重点支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

つくば市福祉部社会福祉課
(申請等についてのお問い合わせ)

☎029-883-1366

受付時間 8:45~16:30(土日祝を除く)

つくば市ホームページ

詳細は市ホームページ
をご覧ください。
情報は随時更新しています。



物価高騰対応重点支援給付金 (7万円/1世帯) のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住民登録のある市区町村以外に避難中の方も、物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件) を満たし、つくば市内在住であれば、受給できる可能性があります。
- 給付金を受給するためには、**つくば市への手続きが必要です。**

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する避難世帯に対し、1世帯あたり **7** 万円を支給します。

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

申請先

つくば市
福祉部 社会福祉課

申請期限

令和6年(2024年)4月30日(火)
※郵送の場合、当日消印有効



住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

つくば市福祉部社会福祉課
(申請等についてのお問い合わせ)

☎ 029-883-1366

受付時間 8:45~16:30(土・日・祝日を除く)

つくば市ホームページ

詳細は、市ホームページ
をご覧ください。
情報は随時更新しています。



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きをお願いします。
ご不明な点は、つくば市役所福祉部社会福祉課にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、つくば市から給付金を受給できる場合があります。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合、その書類

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できる場合があります。

Q DV等避難中であることを証明できる書類がありません。 令和5年(2023年)12月1日時点で、つくば市に避難しているのであれば、給付金を受給できますか？

A DV被害により、つくば市内に避難している申出をしていただき、必要書類等※3をご用意の上、つくば市職員と面談を行います。その後、審査の対象であれば、申請書類をお送りします。詳しくは、社会福祉課までご連絡ください。

- ※3 ①本人確認書類（運転免許証など）
②給付金基準日（令和5年(2023年)12月1日）時点での居住地が確認できる書類（公共料金請求書）など